

環影評 第 52 号
平成 28 年 12 月 12 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

山形県環境影響評価審査会
会長 中島 和夫



山形県環境影響評価審査会の意見について

平成 28 年 10 月 4 日付けみ自第 390 号により諮問がありました置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書に対する当審査会の意見は、別紙のとおりです。

置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書 に対する山形県環境影響評価審査会意見

1 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音について、工事の実施中に騒音計による監視を行い、値が基準を超えないことを確認する必要がある。

2 水質

- (1) 生活環境の保全に関し日平均で環境基準が定められている項目について、河川の渇水期に濃度が高くなることを踏まえ、予測条件を修正する必要がある。
- (2) 施設の設置が、河川の全窒素の濃度に影響があるかどうかを明らかにする必要がある。

3 動植物

- (1) 眺望景観への影響の保全措置として緑化を行う際は、在来植物、地域の植生及び地域の景観を考慮する必要がある。
- (2) 確認した植物の種及び重要な種の抽出結果について、県内の植物の生育状況を踏まえて再度確認のうえ、誤りがあれば修正する必要がある。
- (3) クロマルハナバチの生息環境の記述が本来の生息環境と合わないため、再度確認のうえ、誤りがあれば修正する必要がある。
- (4) オオタカへの影響について、行動内容及び行動範囲を踏まえ、予測の根拠を整理する必要がある。
- (5) ヒバリの生育環境に残土を置くことについて、他に代替地があるかどうかも含めて、仮置場の面積が最小限となるよう検討する必要がある。

4 温室効果ガス等

- (1) メタンの排出量は、埋立物からの排出量と浸出水からの排出量のそれぞれで評価を行うのではなく、施設全体として評価を行う必要がある。